

## 横芝光町農業委員会 6月第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月5日(木) 午後4時～午後4時25分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主幹兼農政班長	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年6月第2回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめにあたり、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐藤町長から挨拶をお願いしたいと思います。</p>
町 長	<p>(佐藤町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>それでは、本日の総会の出席委員は、全員でございます。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>3番 土屋英夫委員、9番 實川和幸委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主幹をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p> <p>農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を</p>

求める。

令和7年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地法第3条は、農地を取得、所有権移転、使用権を設定する場合は農業委員会の許可が必要となるため、総会での審議が必要となります。今回の3条の許可申請は4件となります。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

まず、1件目の申請地は、木戸字二十八割の田3筆、3,837㎡です。譲渡人は、農地を相続しましたが、町外に居住しており、農業をしていないため、以前から譲受人が管理しておりました。譲受人は、経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しております。

2件目は、富下字中割の田1筆、674㎡です。譲渡人は、農地を相続しましたが農業をしておらず、隣接地を耕作している譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。以前から譲受人が管理しており、申請地では水稻の作付けを予定しております。

3件目は、木戸字十一割の畑1筆、799㎡です。譲渡人は農地を相続しましたが、町外に居住し農業をしていないため、以前から管理をしている譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではマキの栽培を予定しております。

4件目は、宮川字鶴巻の田1筆、700㎡です。譲渡人は農地を相続しましたが、県外に居住し農業をしていないため、隣接地を耕作している譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。

申請地では水稻の作付けを予定しております。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上が議案第1号の説明でございます。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、担当委員は私ですので説明いたします。

本件は、相続したものの町外に住み農業をしていない譲渡人から、以前から管理をしている譲受人へ経営規模拡大のため、売買に

議 長

8 番  
議 長

より所有権移転をしようとする申請です。申請地は水稻の作付けを予定しております。

現地を確認したところ、耕作されており問題ないと思います。

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8番 鈴木です。農地を相続したものの農業をしていない譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。以前から譲受人が管理しており、申請地では水稻の作付けを予定しています。

現地を確認したところ、耕作しており、問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

説明が終了しましたので2件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に3件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、これも担当委員は私ですので説明いたします。

本件は、相続したものの町外に住み農業をしていない譲渡人から、以前から管理をしている譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。

申請地では、既に植木が栽培されており、今後はマキの栽培を予定

11番  
議長

しています。

説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に4件目の案件について、資料記載のとおり、〇〇委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、〇〇委員への質疑を禁止します。

4件目の案件について担当委員の説明を求めます。

今の担当ということで、申請者が〇〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇〇の〇〇さん、これは、空き地になってるところを〇〇さんが買い取ったものだそうです。以上です。

説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

〇〇委員への発言禁止を解きます。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を

求める。

令和7年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹  
次のページをご覧ください。

農地法第4条は、自己の所有する農地を農地以外の用途にする、いわゆる転用行為を行う際に申請するものです。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置ですが、畑の中に支柱を立て、その上にパネルを設置し、その下で作物を作るものです。申請者は、〇〇〇の〇〇さん。場所は〇〇〇〇〇の畑2筆で、畑の面積は、2,084㎡です。そのうち転用申請面積は、パネルを設置してある支柱の面積分、0.27㎡です。申請地は、〇〇の南へ〇〇mの位置にあります。本施設は、平成28年7月14日に一時転用許可を得て設置しており、令和元年6月25日に1度目の満了、令和4年6月24日に2度目の満了を迎えています。この時点で栽培している「落花生」の収量が低下していたため、土壌改良を行う旨の改善計画書を提出し、県から令和5年5月29日までの1年間の再許可を得ておりました。通常であれば3年間の一時転用許可が得られる見込みでありましたが、作物の収量低下があったため1年間の許可期間となったところです。今回で5回目の申請となります。この発電事業を行いながら、太陽光パネルの下で営農を行う行為は、地域の理解を得ながら事業を進める行為であり、非常に重要で国も厳しい規制をかけており、3年以内の一時転用許可申請となり、恒久的な転用はできなくなっています。

営農型太陽光発電設置に関する転用許可の要件は、1. 一時転用であること。2. 太陽光パネルの下の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収のおおむね2割以上減収しないこと。3. 周囲の農地の効率的な利用、排水施設の機能等に支障をあたえないこと。4. 容易に撤去できるものであることなどです。

申請書に添付された営農計画書によれば、落花生をおおよそ申請地の面積の半分の1,042㎡で作付けし、単収見込みが10aあたり213kg、同様にソラマメが残り半分の1,042㎡の作付けで単収見込みが10aあたり653kgと報告されています。これは地域平均的な単収の80%を超えていることから事業継続計画に問題はないと考えられます。また隣接農地所有者へは、事業内容について説明済みです。議案2号の説明は以上です。

議 長	<p>ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>議案第2号について、担当委員の説明を求めます。7番 伊藤仁委員をお願いします。</p>
7 番	<p>7番 伊藤です。本件は、申請者自身が営農しながら太陽光発電を行う計画となっており、隣接農地所有者へ事業内容を説明済みで、土地改良区とも協議済みであることから問題はないと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、議案第2号についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し議案第2号についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和7年6月第2回農業委員会定例総会を閉会します。</p>